

横浜市戸塚区バドミントン協会規約

(名称及び事務局)

第1条 本協会は戸塚区バドミントン協会と称し事務局を会長宅に置く。

(目的)

第2条 本協会は区内のバドミントンの普及と健全なる発展により、区民の健康と相互親睦を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本協会は前条目的を達成する為に次の事業を行う。

- 1) 区民バドミントン大会の開催。
- 2) 講習会、研修会などの開催。
- 3) 指導者の育成及び派遣。
- 4) 関係協会からの要請による事業及び行事への参加。
- 5) 競技規則の普及。
- 6) その他、本協会の目的達成に必要な事業。

(会員)

第4条 本協会は第2条の目的に賛同する、戸塚区内に在住、在勤、在部、在学するバドミントン愛好者をもって組織する。

(組織)

第5条 本協会は次の役員を置き、役員会を構成する。

(名誉会長1名)、相談役若干名、理事長1名、会長1名、副会長2名、総務部若干名、指導部若干名、審判部若干名で構成する。
なお、総務部は事務局若干名、会計2名、会計監査2名とする。
補足として、別条にて三役と表記する場合は、理事長、会長、副会長及び相談役を表すものとする。

(役員)

第6条 理事は、各地区団体ごとに推薦された代表者とする。

第7条 役員は、理事または理事および役員からの推薦者から互選する。

(役員の仕事)

第8条 会長は、本協会を代表して会務を統轄する。理事長は役員会と会務の推進を統括する。会長に事故のある時は理事長が、理事長および会長に事故のあるときは副会長がこれを代行する。

第9条 総務部は会の運営事務・経理を担当し、指導部は会員の競技力向上を担当し、審判部は競技規則の普及を担当する。

第10条 総務部・事務局は理事長および会長の指示を受け、会の事務を執行する。総務部・会計は、協会の経理を担当し、総務部・会計監査は、会計を監査する。

第11条 指導部・競技は大会等の競技運営を担当する。

第12条 審判部は協会内の審判技術の維持運営と県協会審判事業への窓口を遂行する。

第13条 理事は理事会を組織し会務を審議し、決議する。

(役員の仕事)

第14条 役員の仕事は、2年とし、再任は妨げない。欠員補充による役員の仕事は、前任者の残存期間とする。

(会 議)

- 第15条 本協会は次の会議を開催する。
- 1) 役員会(必要に応じて理事長および会長が招集する。)
 - 2) 総会 (半数以上の理事の出席により成立する。)
 - 3) 三役会(必要に応じて理事長および会長が招集し、役員会または総会への議題を審議する。)**

- 第16条 総会は次の事項を審議する。
- 1) 規約の変更。
 - 2) 事業計画及び収支予算。
 - 3) 事業報告及び収支決算。
 - 4) 役員を選出。
 - 5) その他、理事長および会長が必要と認められたもの。

(決 議)

- 第17条 本協会の議事は、出席者の過半数で決し、賛否同数の場合は理事長および会長が決定する。

(表彰規定)

- 第18条 本協会は、各団体又は、役員からの推薦を受けたものを協議の上本協会として表彰する。
- 1) 本協会として、長年に亘り協会の発展・指導・育成に貢献された方。
 - 2) 本協会として、全国大会等に於いて優秀な成績を収められた方。
 - 3) 本協会主催の大会などに積極的に協力された方々等。

(経 費)

- 第19条 本協会の経費は、区体育協会からの補助金、大会収支、登録料、その他の収支をもってあてる。
- 第20条 本協会の主催する各事業には、参加料を徴収する事が出来る。
また、登録料を年一回徴収する事が出来る。
- 第21条 本協会は会員の相互親睦を図るため、弔慰金及び見舞金を計上することが出来る。
- 1) 本協会の会員に対して適用する。なお、過去の会員に対してはその貢献度を考慮し三役にて適用することができる。
 - 2) 本人死亡の場合。一律金10,000円程度。
(額については相場等を考慮し、三役で決定できるものとする。)
 - 3) 本協会の事業に参加して事故に遭い入院した場合は、本協会として見舞金を送る。一律3,000円程度。
 - 4) 計上する場合は、所属チームの責任者からの申請、又は三役で必要と認められた時とする。
(ただしお返しは無し。)
 - 5) 弔慰金及び見舞金の予算は、登録料の一部で賄う事とし、総会で承認された額で運営する。

(会計年度)

- 第22条 毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

(付 則)

- 第23条 本規約は平成23年4月1日より施行する。